



枚方市 P T A 協議会規約

枚方市PTA協議会規約

(名称)

第1条 本会は、枚方市PTA協議会（以下、「市P」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、枚方市教育委員会内におく。

(組織)

第3条 本会は、枚方市立の幼稚園、小学校、中学校の単位PTA（以下、「単P」という。）をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、各単P相互の連絡協調を図り、あわせて市内PTAの健全な発展及び活動向上に資することを目的とする。

(活動方針)

第5条 本会は、前条の目的を達するため、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会は、特定の政党、宗教に偏らず、特定の個人、法人、団体のために営利活動を行わない。また、それらに関係する特定の団体や事業に関係を持たない。
- (2) 本会は、自主的に活動するものであり、他の個人、法人、団体から支配・干渉を受けない。
- (3) 本会は、単Pの自主的活動を尊重し支援する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名
書記	2名
会計	1名

2 役員は、枚方市立小学校又は中学校のPTA会員でなければならない。

(役員を選任)

第7条 役員を選任方法は、別途定める。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまでその任に留まる。

(役員任務)

第9条 役員任務を次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会に関する記録、通信、書類作成等の事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の経理事務を処理する。単Pから要求のある場合は、帳簿の閲覧に応じる。

(役員会)

第10条 役員は、本会の運営を円滑に進めるため、役員会を開催することができる。

2 顧問は役員求めに応じ、役員会に出席し、意見を述べるができる。

(総会)

第11条 総会は、原則として年2回開催し、単P代表（会長又はその代理者）及び市P実行委員が出席する。

2 臨時総会の必要がある場合は、実行委員会の決議により会長が招集する。

(総会の成立と議決)

第12条 総会は、単P代表の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席した単P代表の過半数をもって議決する。

2 議事の進行は会場より議長を選出して行う。選出が困難な場合は、会長の指名により選出する。

(総会の決議事項)

第13条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 事業計画及び予算の決定並びに変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 役員選任
- (4) その他実行委員会において総会に付議した事項

(実行委員会)

第14条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

(実行委員会の構成と関係)

第15条 役員、幼・小・中学校の各部会長及び副会長、各委員会の委員長及び副委員長をもって実行委員会を構成する。

- 2 実行委員会の構成員は、選任時において、枚方市立の幼稚園、小学校又は中学校のPTA会員でなければならない。
- 3 幼稚園の部長及び副部長は、あらかじめ書面を提出することにより意見を述べ、賛否を表明し、出席に代えることができる。
- 4 実行委員会が必要に応じて会長が招集する。会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(実行委員会の議決)

第16条 実行委員会の議事は、出席した前条第1項の構成員の過半数をもって議決する。

- 2 実行委員会は次の事項を決議する。
 - (1) 総会に付議する事項の決定
 - (2) 各部会及び各委員会の活動計画及び報告の承認
 - (3) 特別委員会の結成の承認
 - (4) 第22条に定める諸団体への出向者の承認
 - (5) その他役員会において実行委員会に付議した事項

(部会)

第17条 本会の運営のため、次の部会をおく。

幼稚園部会
小学校部会
中学校部会

- 2 各部会は、それぞれ所属する単P会長により構成され、輪番表に基づき、正副部長を選任する。
- 3 原則として単P会長より選任するが、やむをえない理由がある場合は、単Pにおいて承認を得た代理の者を選任することを妨げない。なお、代理の者はその単P会員でなければならない。
- 4 小学校部会は、各単Pを5ブロックに分け、正副部長が、各ブロック長を兼務する。
- 5 中学校部会は、枚方市学校給食会に参加し、役員及び委員を派遣する。
- 6 各部会は、必要に応じて開催するものとし、ブロック別部会及び全体部会を運営する。

(専門委員会)

第18条 本会の運営のため、次の委員会をおく。

母親情報交換委員会
生活指導委員会
給食委員会
子ども人権啓発委員会
総務委員会
その他総会で必要と認められた委員会

- 2 これらの委員会の運営規程は別途定める。

(特別委員会)

第19条 市P運営のため、または事業遂行のために、特に委員会を組織する必要があると実行委員会が承認した場合は、その遂行のための特別委員会を結成することができる。

- 2 特別委員会は、その任務終了とともに解散する。
- 3 特別委員会の委員長及び副委員長は実行委員会において選任する。

(顧問)

第20条 顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱することができる。

- 2 顧問は、総会、役員会、実行委員会など各会議に、会長の諮問に応じ、出席し意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は1年間とし、再任を妨げない。

(事務局員)

第21条 事務局には、本会の事務を担当する事務局員をおくことができる。

(諸団体への加入)

第22条 大阪府PTA協議会、北河内地区PTA協議会に加入する。

- 2 本会の活動に資する諸団体、委員会などへ、実行委員会構成員を出向させることができる。

(入会)

第23条 本会に入会する単Pは、役員名、会員数、園児・児童・生徒数など必要事項を本会に報告しなければならない。

(会費)

第24条 本会の経費は、入会した各単Pからの次の会費をもってこれに充てる。

- (1) 本会の会費は、園児・児童・生徒1人につき年額40円とし、さらに1単Pあたり年額3,000円とする。ただし不足を生じた場合は、総会の決議を経て、臨時徴収をすることができる。

(2) (1)に加えて、大阪府PTA協議会の負担金に充てるため、児童・生徒1人につき年額25円(園児は1人につき年額15円)と、さらに1単Pあたり500円を各単Pから徴収する。

(会費の納入)

第25条 各単Pは、前条の会費を、5月1日現在の園児・児童・生徒数により1カ年分を6月末までに納入するものとする。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第27条 本会の会計を監査するため、会計監査2名をおく。選任と任期は第7条及び第8条を準用する。

(規約の改正)

第28条 本規約は、総会において、出席した単P代表の過半数の決議により改正することができる。

役職者選任細則

第1条 本細則は、枚方市PTA協議会(以下、「市P」という。)規約第7条第8条に基づいて定める。

第2条 本細則にいう役職者とは次の通りとし、本細則により選任するものとする。

会長	1名
副会長	3名
書記	2名
会計	1名
会計監査	2名

第3条 役職者の選任は総会で行う。

第4条 役職者は、単位PTA(以下、「単P」という。)の会員としての資格のある者でなければならない。

第5条 幼・小・中の単Pを別表のとおり、ブロック分けを行う。

第6条 会長は、小・中学校のPTA会員の中から、市Pの実行委員会の推薦を受けた者から選任する。

第7条 副会長は、小・中学校の単P会長の中から輪番表に基づきそれぞれ1名を、母親情報交換委員会から互選により1名を選任する。

第8条 書記は、小学校の単P会長の中から輪番表に基づき1名を、母親情報交換委員会から互選により1名を選任する。

第9条 会計は、小学校の単P会長の中から輪番表に基づき1名を選任する。

第10条 会計監査は、幼稚園の単P会長の中から互選により1名を、小学校の単P会長の中から輪番表に基づき1名を選任する。

第11条 第7条から第10条に定める単P会長から選任する役職者について、原則として単P会長より選任するが、やむをえない理由がある場合は、単Pにおいて承認を得た代理の者を選任することを妨げない。

第12条 本細則の改正は、枚方市PTA協議会規約第28条を準用し、総会において行う。

附則 本規約は、平成21年4月25日より施行する。

附則 本規約は、平成25年5月18日より施行する。

附則 本規約は、平成29年4月1日より施行する。

慶弔規程

第1条 枚方市PTA協議会において、慶弔の意を表すときはこの規程による。

(1) 単位PTA会長の死亡のときは、香料5,000円と楯一對、または弔電を送ることができる。

(2) その他、会長が必要であると認めたとき。

第2条 前条のいずれの場合も、一切の返礼は受けないものとする。

第3条 本規程は、実行委員会の決議により改正することができる。なお、改正は総会において報告しなければならない。

母親情報交換委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、枚方市PTA協議会（以下、「市P」という。）規約第18条に基づいて定める。

(組織)

第2条 本委員会は、市Pに加入する幼稚園、小学校及び中学校の各単位PTA（以下、「単P」という。）の女性役員1名をもって組織する。

(目的)

第3条 本委員会は、委員相互の親睦をはかり単P間の情報交換と交流を通じて、教育の振興及びPTA活動の向上を目指し活動することを目的とする。

(役員)

第4条 本委員会に、次の役員をおく。

委員長兼中学校部会長	1名
副委員長兼小学校部会長	1名
幼稚園部会長	1名
副部会長	6名（幼1名・小4名・中1名）

(役員を選任)

第5条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 委員長兼中学校部会長及び中学校副部会長は、中学校部会構成員の互選により選任する。なお、委員長兼中学校部会長は市Pの副会長を兼務する。
- (2) 副委員長兼小学校部会長及び小学校副部会長は、第8条3により選任されたブロック長の互選により選任される。なお、副委員長兼小学校部会長は、市Pの書記を兼務する。
- (3) 幼稚園部会長及び幼稚園副部会長は、市P幼稚園部会部会長及び副部会長が兼務する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、市Pの規約第8条に準ずる。

(役員任務)

第7条 委員長は、本委員会を総括し委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長不在のときはその職務を代行する。
- 3 部会長・副部会長はそれぞれの部会の運営にあたる。

(部会)

第8条 本会の運営のため、次の部会をおく。

幼稚園部会
小学校部会
中学校部会

- 2 幼稚園部会は、所属する単P女性役員1名により構成される。
- 3 小学校部会は、所属する単P女性役員1名により構成され、単Pを5ブロックに分け、輪番表に基づき、各ブロック長を選任する。
- 4 中学校部会は、所属する単P女性役員1名により構成される。
- 5 中学校部会は、枚方市学校給食会に参加し、役員及び委員を派遣する。
- 6 各部会は、必要に応じて開催するものとし、各ブロック別、部会別、全体会で運営する。

(会議)

第9条 本委員会の招集は、委員長が行い、部会の招集は部会長が行う。

(経費)

第10条 本委員会の経費は、市Pの会計より支出する。

(規程の改正)

第11条 本規程は、実行委員会の決議により改正することができる。なお、改正は総会において報告しなければならない。

生活指導委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、枚方市PTA協議会（以下「市P」という。）規約第18条に基づいて定める。

(組織)

第2条 本委員会は、市Pに加入する小学校及び中学校の各単位PTA（以下、「単P」という。）の生活指導にかかわる委員会から各1名が出向し組織する。

(目的)

第3条 本委員会は、子どもの安全、防犯、健全育成に関する諸問題の発見と改善に努め、単Pでの活動の一助となることを目的とする。

2 前項の目的のため、各単P、地域、教育委員会など関連組織との連携を深め、情報知識の共有に努める。

(役員)

第4条 本委員会に、次の役員をおく。

委員長兼中学校部会長	1名
副委員長兼小学校部会長	1名
副部会長	5名（小4名・中1名）

(役員を選任)

第5条 役員は、輪番表に基づき選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、市Pの規約第8条に準ずる。

(役員任務)

第7条 委員長は、本委員会を総括し委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長不在の時はその職務を代行する。

3 部会長・副部会長は、それぞれの部会の運営にあたる。

(部会)

第8条 本会の運営のため、次の部会をおく。

小学校部会

中学校部会

2 小学校部会は、単Pを5ブロックに分け、部会長及び副部会長をもって、それぞれのブロックの長とする。

3 各部会は、必要に応じて開催するものとし、ブロック別、部会別、全体会で運営する。

(会議)

第9条 本委員会の招集は委員長が行い、部会の招集は部会長が行い、ブロック会議はブロック長が行う。

2 市P幼稚園部会長及び副部会長は、オブザーバーとして出席し意見を述べるができる。

(経費)

第10条 本委員会の経費は、市Pの会計より支出する。

(規程の改正)

第11条 本規程は、実行委員会の決議により改正することができる。なお、改正は総会において報告しなければならない。

給食委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、枚方市PTA協議会（以下「市P」という。）規約第18条に基づいて定める。

(組織)

第2条 本委員会は、市Pに加入する小学校の各単位PTA（以下、「単P」という。）の学校給食にかかわる委員会から各1名が出向し組織する。

(目的)

第3条 本委員会は、委員相互の研鑽と連絡調整を通じ、学校給食の円滑適正な運営とその充実をめざすと共に、単Pにおける活動に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本委員会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 枚方市学校給食会に参加し、役員及び委員を派遣する。

(2) 学校給食に関する調査研究など情報交換を行う。

(3) 研修会・講演会・研究会の開催を行う。

(4) その他関係する活動を行う。

(役員)

第5条 本委員会に、次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 1名

運営委員 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、輪番表に基づき、次のとおり選任する。

(1) 小学校単Pを5ブロックに分け、各ブロック長を選任する。

(2) 各ブロック長の中から委員長及び副委員長を各1名、運営委員(業者選定委員長及び物資選定委員長)を2名選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、市Pの規約第8条に準ずる。

(役員の仕事)

第8条 委員長は、本委員会を総括し委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し運営にあたる。

3 運営委員は、委員長・副委員長に協力して運営にあたる。

(会議)

第9条 本委員会の招集は委員長が行う。

(経費)

第10条 本委員会の経費は、市Pの会計より支出する。

(規程の改正)

第11条 本規程は、実行委員会の決議により改正することができる。なお、改正は総会において報告しなければならない。

子ども人権啓発委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、枚方市PTA協議会(以下「市P」という。)規約第18条に基づいて定める。

(組織)

第2条 本委員会は、市P実行委員会において選任された役員5名と市Pに加入する各単位PTA(以下、「単P」という。)から選ばれた各1名の委員をもって組織する。

(目的)

第3条 本委員会は、子どもの人権を中心としたさまざまな人権問題について各単Pの情報交換を通じて会員相互の自己啓発及び会員の意識向上に努める事を目的とする。

(役員)

第4条 本委員会に、次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 4名

(役員を選任)

第5条 役員は、次の通りとする。

委員長 実行委員会において選任し、出身単Pの派遣承認を要す。

副委員長 実行委員会において選任し、出身単Pの派遣承認を要す。

(役員の仕事)

第6条 役員は、市Pの規約第8条に準ずる。または、実行委員会による解任決議及び単Pからの解任要請をもって決定する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、本委員会を総括し委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し委員長不在のときはその職務を代行する。

(運営委員)

第8条 本委員会はその目的達成のため運営委員を若干名選任することができる。

2 運営委員は役員からの指示のもとで必要な業務を実施する。

(運営委員の選任)

第9条 運営委員の選任は実行委員会において選任し、出身単Pの派遣承認を要す。

(運営委員の任期)

第10条 運営委員の任期は、市Pの規約第8条に準ずる。または、実行委員会による解任決議及び単Pからの解任要請をもって決定する。

(会議)

第11条 本委員会の招集は委員長が行う。

(経費)

第12条 本委員会の経費は、市Pの会計より支出する。

(規程の改正)

第13条 本規程は、実行委員会の決議により改正することができる。なお、改正は総会において報告しなければならない。

総務委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、枚方市PTA協議会（以下「市P」という。）規約第18条に基づいて定める。

(組織)

第2条 本委員会は、市P実行委員会が推薦し、出身単位PTA（以下、「単P」という。）の派遣承認を得た委員をもって組織する。

(目的)

第3条 本委員会は、市P各部会・各委員会の連絡調整をはかりながら、ホームページの運営管理及び中長期にわたるPTA課題の実現を通じて教育の振興に寄与することを目的とする。

(役員)

第4条 本委員会に、次の役員をおく。

委員長	1名
副委員長	4名

(役員を選任)

第5条 役員を選任は、次の通りとする。

委員長	実行委員会の推薦した委員より選任し、出身単Pの派遣承認を要す。
副委員長	実行委員会の推薦した委員より選任し、出身単Pの派遣承認を要す。

(役員任期)

第6条 役員任期は市Pの規約第8条に準じる。または、実行委員会による解任決議及び単Pからの解任要請をもって決定する。

(役員任務)

第7条 委員長は、本委員会を総括し委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し委員長不在のときはその職務を代行する。

(委員)

第8条 委員は本委員会の目的達成のため、役員の手配のもとに必要な業務を実施する。

(委員選任)

第9条 委員の選任は実行委員会の推薦及び出身単Pからの派遣承認による。

(委員任期)

第10条 委員の任期は市Pの規約第8条に準じる。または、実行委員会による解任決議及び単Pからの解任要請をもって決定する。

(会議)

第11条 本委員会の招集は委員長が行う。

(経費)

第12条 本委員会の経費は、市Pの会計より支出する。

(規程の改正)

第13条 本規程は、実行委員会の決議により改正することができる。なお、改正は総会において報告しなければならない。

附則 各規程は、平成21年4月25日より施行する。

附則 各規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 各規程は、平成30年4月1日より施行する。